

資金配分機関が協調して実施すべき事項に係る方針

令和元年10月11日
資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ

1. 目的

「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（以下、「活性化法」という。）では、国は、基本理念にのっとり、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する、こととされている（第4条）。

また、国は公募型研究開発の効率的推進を図るため、異なる種類の公募型研究開発に係る資金について、可能な限り統一的な使用の基準の整備を行うものとする、とされている（第26条）。そのため国は、公募型研究開発の効率的推進を図るため、その公募型研究開発に係る業務の全部又は一部を独立行政法人に移管することが公募型研究開発の効率的推進に資すると認めるときは、可能な限りこれを独立行政法人に移管するものとする、とされている（第27条）。

上記を踏まえて、政府全体として研究開発等の効果的・効率的推進を図るため、専ら研究資金の配分を行う研究開発法人等であって、活性化法に定められた5つの資金配分機関（以下「資金配分機関」という。）について、研究資金の特性に留意しつつ以下の事項を協調して実施することにより、統合イノベーション戦略の取組みを推進する。

2. 資金配分機関が協調して実施すべき事項

1. の活性化法に掲げた研究開発等の効率的推進を図るため、資金配分機関は、主に以下の事項について共通化や実施に向けた検討を進めることとするが、提案により必要に応じて追加することも可能とする。なお、各項目においては競争的資金等の枠組みで既に検討済みのものもあるが、特に資金配分機関に関するものを整理しており、実務者による会合も並行して実施する。

<A. すぐに対応するもの>

① 定期的な会合の開催（ファンディング動向に関する意見交換等）

資金配分機関の長及び関係府省（審議官級）が、各機関の取組の紹介や意見交換等を通じて相互理解を深め信頼関係を醸成することは重要であることから、内閣府が関係府省の協力を得て定期的な会合を開催する。（以下、「5FA 理事長会合」とする。）

② 資金配分機関間の連携の推進

資金配分機関間での連携強化について 5FA 理事長会合等、機関間での情報交換等を通じて随時検討していく。

③ e-Rad への研究開発活動の入力

国立大学・研究開発法人等の研究の生産性分析を可能とするエビデンスシステムの構築作業が進められる中で、e-Rad に登録されている研究者情報や予算執行データを最大限活用することとしている。こうした中、非競争的資金制度や非公募型の研究資金制度についても、国立大学・研究開発法人等における研究者単位での執行データのデータ入力について範囲拡大に努めることとする。

④ 研究費に係る体系的課題番号の導入

成果の可視化、分析に資するため、研究費に係る体系的課題番号を付与し、研究者に論文の謝辞情報等に記載してもらえよう協力を行う。

<B. 統合イノベーション戦略 2019 に記載し取り組むもの>

⑤ エフォート管理の共通化

エフォート管理は資金配分機関毎に運用方法及び勤務実態の証憑書類の種類が異なってお

り、研究機関及び研究者の事務負担となっており、その軽減のため、エフォート管理の方法、様式等の共通化を検討する。

⑥ 国際化推進のための英語による対応の拡大

現在、英語による公募・申請については、JSPS、JST、AMED、NEDOの事業の一部のみの対応であり、日本国内で活動する外国人研究者がそれ以外の資金制度に実質的に応募がしにくい状況となっている。外国人研究者が応募しやすくなるよう、英語による対応の拡大に取り組む。

⑦ 5 資金配分機関連携による研究公正の推進

RIO(Research Integrity Officer)ネットワーク、ワークショップ等の開催、研究倫理教育教材の開発等の研究公正推進事業を5 資金配分機関で連携して実施する。また、資金配分機関の研究公正体制の更なる充実のための方策について検討を行う。

<C. 今後具体的に検討していくべきもの>

⑧ 研究課題の分析(非採択課題を含む)

各資金配分機関における内部に蓄積された研究課題の申請動向等を把握し、マクロ的な分析を試行的に行うため、関係府省及び5 資金配分機関において、関係機関とも連携し、意見交換を行う。また、その成果を踏まえ、5 資金配分機関間で非採択課題を含む研究課題の分析データを活用することについて検討を行う。併せて、各資金配分機関の調査・分析組織等間で連携し、分析手法等の好事例の共有により、調査・分析活動の充実を図る。

⑨ 複数の研究費制度による共用設備の購入

現在、JSPS、JST、AMED が所管する事業では、研究資金を効果的・効率的に活用できるよう、国研・大学等を対象に合算による共用設備の購入が可能となっている。これをNEDOとNAROの事業にも適用を拡大する方向で検討する。

⑩ 競争的研究費で雇用される若手研究者等の研究機会の拡大

競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者は、他の研究活動を実施する場合、別途雇用財源の確保が必要だが、現状では他からの財源が確保できず実施が困難である。若手研究者の育成・活躍機会の創出及びキャリアパスの形成のため、既に先行実施しているJSTの一部事業を参考に、研究開発法人・大学等で雇用される若手研究者を対象に、雇用されているプロジェクトから人件費を全額支出しつつ、エフォートの一定割合(2割以下)を当該プロジェクトの推進に資する自発的な研究活動等に充当することを全ての競争的研究費で可能とする。

⑪ 技術流出防止への取組

安全保障貿易管理の面等から適切に技術を管理すべき政府研究開発事業を精査し、事業の特性を踏まえつつ、安全保障貿易管理の要件化等の対象事業を拡大するほか、研究開発主体が必要な技術管理を行うよう、対象事業を執行する資金配分機関は、適切に対象事業を運営する。また、資金配分機関による適切な運営のための指針の策定について、検討を進める。

⑫ 資金配分機関間の海外事務所の連携

各資金配分機関の海外事務所等を通じて世界に発信していくため、同事務所等間の連携・合理化(将来的な統合を含む)について検討を行う。

3. 今後の予定

内閣府及び関係府省で、資金配分機関と連携しつつ、2.に掲げた事項を中心に検討を進め、可能なものから順次実施する。